

ワコム INK SDK エンドユーザーライセンス契約

本エンドユーザーライセンス契約（以下「**本契約**」）は、お客様（本 SDK をインストールする個人およびその個人が代表する法人の両方）（以下「**お客様**」）と株式会社ワコム（〒349-1148 埼玉県加須市豊野台 2-510-1）（以下「**ワコム**」）との間で締結されるものです。

重要 - 本文書は、ワコムが所有するソフトウェア開発キット「**WACOM INK SDK**」（以下「**ワコム SDK**」）のご利用に関してお客様とワコム間で交わされる法的文書です。本契約をよく読み、理解したことをご確認ください。本契約の条件に同意する機会が与えられた場合に、本契約の条件に同意する意図でクリックすることにより、またはワコム SDK をダウンロード、インストール、または使用することにより、お客様は、(1) 本契約のすべての条件を読み、理解したことを表明し、(2) 本契約の条件に明示的に同意したものとみなされます。本契約の条件にご同意いただけない場合は、ワコム SDK をダウンロード、インストール、使用することはできません。

本契約の条項に同意する場合、お客様は以下の権利、義務、責任を有します。

1. ワコム SDK 本契約はお客様のワコム SDK の使用に適用されます。ワコム SDK には (a) 印刷や電子媒体で提供されるユーザードキュメント、(b) ワコム SDK に関するアプリケーションプログラム、ユーティリティ、ツールおよび API 情報、(c) それらの更新またはアップグレード（ワコムが更新またはアップグレードを提供する範囲で）が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

2. ライセンス許諾

a. ライセンスの許諾 ワコムは、お客様が適用料金を支払うこと、および本契約の条件を厳守することを条件として、本契約期間中、以下の目的のために、限定的、取消可能、非独占的、譲渡不可能（(a) で許可されている場合を除く）かつサブライセンス不可能（(a) で許可されている場合を除く）なライセンスをお客様に許諾するものとします。

(i) 下記第 4 条 (b) で許可されたお客様独自の製品（以下「**製品**」）を開発、テストおよび作成するためのワコム SDK の使用。

(ii) ワコム SDK の配布可能な要素をお客様のエンドカスタマーデバイス（製品がエンドカスタマーに配布される場合）にインストールするための本製品の一部のみの複製、配布、サブライセンスを行い、下記第 4 条(c)に準拠したお客様とエンドカスタマー間の法的拘束力のあるライセンス契約の条件に従うこと。および

(iii) 下記第 4 条(c)に準拠したお客様のエンドカスタマーへのクラウドサービスの提供（エンドカスタマーにクラウドサービスを提供するために製品が使用される場合）のために、お客様の制御デバイスにインストールする製品の一部としてのみワコム SDK を使用すること。

ただし、お客様は、上記 (ii) で付与されたライセンス権を、お客様の第三者であるディストリビューターにのみサブライセンスし、当該第三者のディストリビューターが本製品をエンドカスタマーに配布または利用できるようにすることができます。

- b. **料金** ここで許諾されるライセンス権は、適用される料金がある場合は、お客様がその料金を支払うことを条件として、その範囲内に制限されます。ワコムまたはその正規販売代理店は、ワコム SDK を使用して処理された署名数、ワコム SDK 使用期間、またはその他の方法で料金を請求するなど、ワコム SDK の使用に対して異なるライセンスモデルを提供すること、もしくはワコムの単独かつ絶対的な裁量により決定されるその他の類似の手段を取ることが可能です。ワコムが請求するすべての料金は、ワコム独自の裁量により、修正または変更される可能性があります。ただし、ワコムまたはその正規販売代理店はお客様の同意なしに、契約期間中にライセンスモデルまたは料金を変更することはできません。ワコム SDK を使用する際に料金のお支払いが必要となる場合、お客様には請求される料金を確認して承諾する機会が提供されます。お客様が料金の支払いに同意されない場合、取引を続行しないでください。本契約に別段の定めがある場合を除き、お客様は次のことを認識し、同意するものとします。 (i)料金は購入したライセンス権に基づき、実際の使用量がライセンスの許諾範囲を下回った場合も減額されることはないこと、(ii)お支払い義務を解除することはできず、支払われた料金は保証または損害賠償請求が適用される範囲(以下に記載)を除いて返金されることはありません。
3. **所有権と権利の留保** ワコム SDK はライセンス制であり、販売されていません。ワコムおよびその関連会社またはライセンサーは、あらゆる変更、改善、更新、派生物を含む、ワコム SDK における権利、所有権、利害の一切、ならびに、特許、著作権、商標、企業秘密、その他の知的財産権、工業所有権を保持しており、ライセンス付与以降もこれを保持します。ワコムは、本契約に基づいてお客様に明示的に許諾されていないワコム SDK およびその他のワコムの知的財産権に関するすべての権利および利益を留保します。また、お客様は明示的、黙示的、その他の方法を問わず、ワコム SDK やその他のワコムの知的財産権または技術に関連し、本契約に基づいて明示的に許諾された権利以外のいかなる権利も取得しないものとします。
4. **制限と義務**
- a. **制限** お客様は第三者が以下のことを行うことを許可、推奨、可能にすることはできません。 (i)ワコム SDK の一部の第三者への販売、サブライセンス、レンタル、ローン、リース。 (ii)この制限に関わらず、適用法で明示的に許可されている範囲または適用法で特に許可されている場合を除いた、ワコム SDK のいかなる部分の修正、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング。 (iii)合理的なバックアップを目的とし、本契約で許可された全ラベルおよび所有権の表示をそのままにした場合を除く、ワコム SDK の全部または一部のコピー、またはその他の方法による複製、修正、適応、変更、翻訳、他のソフトウェアまたは技術への組み込み。また、本契約で明示的に許可されている場合を除き、ワコム SDK の一部の二次的著作物の作成。 (iv)ワコム SDK の所有権の通知や凡例の削除、変更、その他の方法での改ざん。 (v)ワコム SDK を何らかの方法で使用する形で、サービスメニュー、タイムシェアリング、その他コンピュータサービスの第三者への提供。 (vi)SDK(製品がエンドカスタマーに配布される場合、本契約に従って製品に使用または組み込まれるワコム SDK の配布可能な要素を除く)またはライセンスキーを配布する。 (vii)ワコム SDK を、ワコム SDK やその他のワコム製品・サービスと競合させること、または類似する

製品やサービスの開発に使用したり、その一部として使用すること。(viii)ワコムの書面による事前承諾なしにワコム SDK(またはその他のワコム製品やサービス)の性能ベンチマークや同様のテストの結果を第三者に開示すること。

- b. 製品 お客様は、本製品について以下に同意するものとします。
- (i) 本製品は、ワコムが提供する製品またはサービスの機能の実質的な複製を行うことはできません。前文および本契約に基づくお客様の他の義務および責任を条件とし、お客様はワコムの製品またはサービスと類似した、または競合する製品を開発・販売することが可能です。ただし、当該製品は、ワコムの製品またはサービスを通じ、利用可能な機能を超えた実質的な追加機能を提供するものとします。
 - (ii) お客様は、本製品の内容、開発、運用、サポート、メンテナンスについてお客様が単独で責任を負い、ワコムはいかなる種類の責任も負わないことを了承・同意するものとします。上記を制限することなく、お客様は以下の事項に単独の責任を負うものとします。
 - (1) 本製品の技術的なインストールや操作、(2) 本製品上、本製品を経由し、または本製品内の情報やコンテンツの作成および表示、(3) 本製品が第三者の知的財産権を侵害していないことの確認、(4) 本製品が攻撃的、冒涜的、わいせつ、中傷的、その他の違法なものではなく、適用される法律に違反していないことの確認、(5) 本製品が、ウイルス、トロイの木馬、ワーム、ソフトウェアロック、ドロップデッドデバイス、その他の制限付きルーチンや有害コードがワコムまたはエンドカスタマーの IT システム、ネットワーク、ハードウェアやソフトウェアに含まれていないことの保証、(6) 本製品がエンドユーザーまたは第三者へのスパム送信を目的として設計・利用されていないことの保証。
 - (iii) お客様は、本製品のエンドユーザーに対するすべてのサポートや技術支援を提供する責任がお客様にあることを認識し、同意するものとします。ワコムは、エンドカスタマーまたはそのユーザーに対し、かかるサポートや技術支援を提供する義務を負うものではなく、お客様は、エンドカスタマーまたはそのユーザーに対し、ワコムがかかるサポートや技術支援を提供できると表明しないことに同意するものとします。
- c. エンドカスタマー契約 お客様は、お客様が本製品を提供または配布する各エンドユーザーと、最低でも本契約の条件と同等の、ワコム SDK および関連するワコムの知的財産権を保護する条件を含む、拘束力のあるエンドユーザーライセンス契約を締結することに同意するものとします。かかる契約は、ワコム側の一切の表明・保証を排除し、さらにワコム側の一切の責任を排除・免責するものとします。
- d. テスト お客様は、お客様の目的においてワコム SDK のテストと評価に単独で責任を負うものとします。
- e. API 第2条 (a) で許諾されるライセンス権には、ワコムが所有または管理する特定の API を呼び出す権利が含まれることがあります。当事者は、API について以下に同意するものとします。
- (i) お客様は次のことを行うことはできません。
 - (1) いかなる状況においても、API のセキュリティを損なうか損なう可能性のある方法で API を使用すること、API の機能、機能性、セキュリティコントロールを妨害、変更、または無効にすること（またはこれ

らを試みる行為)、もしくは(2)ワコムが決定するAPIに関連するレートやコール制限を超えること。

- (ii) 当社は、定期メンテナンス、インターネット全般の障害、その他当社の管理外にある事由を除き、月平均99.5%の稼働率でAPIを使用またはアクセスできるようにするものとします。APIへのアクセスや使用ができなくなった場合(定期的なメンテナンス、インターネット全般の障害、その他ワコムの管理外にある事由を除く)、ワコムは(第11条(地域による差異)を前提として)その選択により、以下のいずれかを行います。(1)商業的に合理的な努力をしてかかる可用性を回復する、または(2)ワコムの単独かつ絶対的裁量により、当該APIの利用不能な状態がワコムSDKを利用するお客様の能力に重大な影響を与えた程度に応じ、ワコムSDKに関してお客様が支払ったライセンス料を適切な返金またはクレジットを提供する。第11条(地域による差異)に則り、上記の救済措置は本契約に基づくお客様の唯一かつ排他的救済措置であり、APIが利用できない場合にも適用されます。お客様は、本契約に別段の定めがある場合を除き、ワコムがかかる利用不能状態に関してお客様またはエンドユーザー、その他第三者に対していかなる責任も負わないことを了承し、同意するものとします。

f. 法規制の遵守、プライバシー

- (i) ワコムSDKを使用するにあたり、お客様は適用されるすべての法律を遵守し、エンドユーザーのプライバシーおよび法的権利を保護することに同意するものとします。上記を制限することなく、お客様は、お客様およびお客様の製品によって収集された情報およびそのような情報の使用や共有方法を、エンドカスタマーのユーザーに説明するためのプライバシー通知を目立つように表示することに同意するものとします。お客様は、お客様のプライバシー通知や製品が使用されるすべての国のすべての適用法に従い、すべてのエンドカスタマーエンドユーザー情報を維持・処理するものとします。
- (ii) ワコムSDKは2つの署名の類似性を比較し、定義された類似性の水準において、2つの署名が一致しないことを識別する機能を含むことができます。かかる機能の提供を目的に使用される個人データ(手書き情報等のバイオメトリックデータを含む)は、ワコムSDK自体ではなく、お客様が本製品等に保存または保管することができます。ワコムは、上記の第2条(a)で付与されたライセンス権をお客様に付与する前に、製品を分析または評価することはありません。そのため、お客様は、お客様の製品およびその使用または機能が、EU一般データ保護規則(「GDPR」)を含むがこれに限定されない、適用されるデータプライバシー法に準拠していることを確認・同意するものとします。お客様はGDPRに関し、本製品に関連してワコムSDKを使用する場合、データ保護の影響評価が必要となる場合があることを認識し、同意するものとします。こうしたデータ保護影響評価は、ワコムではなくお客様もしくはお客様のエンドユーザーが単独で責任を負うものであり、お客様は、お客様のエンドユーザーに対し、かかるデータ保護影響評価の必要性について通知するものとします。ワコムは、ワコムSDKがかかるデータ保護の影響評価で対処された事項(リスクおよびEKSに関連するすべての事項を含むがこれらに限定されない)に準拠して満たすこと、またはその他の方法で満たすことを表明、保証するものではありません。

5. **商標** ワコム SDK がワコムの商標、商号、ロゴ、その他のブランド(以下「ワコムマーク」)を表示する限りにおいて、ワコムは、本契約の期間中に限り、本契約に定める条件に従って、ワコム SDK の通常の運用の一環としてワコムマークを表示するための限定的、非独占的、譲渡不可能、サブライセンス不可能、取消可能、かつ無償のライセンスをお客様に許諾するものとします。お客様は、ワコムがワコムマークおよびそれに関連するすべての営業権を所有すること、そして排他的な権利を有することを認識し、ワコムマークのすべての使用がワコムの唯一かつ排他的な利益になることを認め、同意するものとします。お客様は、ワコムマークに対するワコムの唯一かつ排他的な権利や所有権と矛盾する行為を行わないことに同意するものとします。ワコムは、暗示、禁反言、その他にかかわらず、ワコムマークを使用するその他の権利をお客様に付与することはありません。
6. **サポートサービス** 以下の第 11 条(地域による差異)に従い、ワコムは本契約に基づいてワコム SDK に関する技術サポートを提供する義務を負うものではありません。技術サポートが提供される場合、サポートは、「現状のまま」、すべての欠点を伴い、いかなる種類の表明または保証もなく提供されるものとします。
7. **更新** ワコムが本契約に基づく契約上の義務と SDK の適合性を維持するため、もしくはその他の裁量によりワコム SDK の更新またはアップグレードをお客様に提供する場合は、本契約の条件が適用されます。ただしワコムがその裁量で、別個の条件を伴うアップグレードまたは更新を提供する場合、お客様に当該別個の条件の承諾を求め、当該別個の条件は、本契約と矛盾しない範囲でアップグレードまたは更新の使用に適用および管理されるものとします。
8. **免責事項** 第 11 条(地域による差異)を条件とし、ワコム SDK は「現状のまま」、すべての欠点を伴った状態で提供されるものとします。ワコムおよびその関連会社は、商品性および特定目的への適合性に関する默示的保証を含むがこれに限定されない、明示的、默示的、または法定のあらゆる種類の表明および保証の責任をここに明示的に放棄します。ワコムは、ワコム SDK がお客様の要件を満たしていること、ワコム SDK が特定のハードウェアやソフトウェアプラットフォームと互換性があること、ワコム SDK の使用に問題がないこと、エラーが発生しないこと、特許、ユーティリティモデル、商標または著作権を含むがこれらに限定されないあらゆる知的財産権の侵害がないこと、またはワコム SDK の欠陥が修正されることを証明または保証するものではありません。さらに、ワコムおよびその関連会社は、ワコム SDK のユーザーによる使用(かかる使用により生成された結果を含む)、ワコム SDK または対応する結果の正確性、品質、最新性、信頼性、またはワコム SDK または対応する結果の特定のタスクやアプリケーションへの適合性などを含むがこれらに限定されない事項に関する、いかなる表明または保証も行うものではありません。ワコムおよびその関連会社は、お客様がいかなる製品(認定製品を含むがこれに限定されない)に関連し、ワコム SDK が使用できることを保証するものではありません。ワコムまたはその代理人が口頭または書面で提供する情報や助言は、ワコム SDK に関する表明または保証を行うものではありません。第 11 条(地域的差異)はこれによる影響を受けません。保証に関する詳細はワコムカスタマーサポートまでお問い合わせください <http://support.wacom.com>。

9. 責任の制限 以下の第 11 条（地域による差異）に従い、ワコムおよびその関連会社は、かかる損害が求められる訴訟の原因（契約または不法行為における訴訟を含む）や、ワコムがそのような損害の可能性または損害賠償の可能性について知らされていたかどうかにかかわらず、いかなる間接的、偶発的、特別、結果的、懲罰的な損害、もしくは利益、収益、ビジネス、貯蓄、データ、使用、代替品やサービスコストの損失に起因する損害について、お客様または第三者に対して一切の責任を負わないものとします。お客様は、本項および本契約の他の条項における責任の制限、ならびに本契約におけるリスクの配分が、当事者間の取引の不可欠な要素であり、これがワコムが本契約を締結した不可欠の条件であることを認識するものとします。本契約またはワコム SDK に何らかの形で苦情が発生した場合、お客様は、本契約に基づくワコムおよびその関連会社のお客様に対する合計責任が、(a) 1000 米ドル（U.S.\$1,000）または (b) 当該損害賠償義務があると主張のある、訴訟原因の発生直前の12か月間に、お客様がワコム SDK の使用に関連してワコムに支払った金額のいずれか大きい金額を超えないことを認識し、同意するものとします。本項のいかなる規定も、適用法の下で責任を除外または制限することができない事項に関する、ワコムの責任を除外または制限するものではありません。上記にかかわらず、(i) ワコム、その従業員または代理人の過失に直接起因する死亡または人身傷害、(ii) ワコム、その従業員または代理人の詐欺的な行為または不作為、(iii) ワコム側の意図的、または重大な過失による不正行為に起因する損害、または(iv) 義務的な製造物責任法が適用される場合に対し、本契約のいかなる規定もお客様に対するワコムの賠償責任を制限するものではありません。

10. 補償 お客様は、以下の事項に起因または関連するすべての請求、要求、損失、損害、責任、費用、経費（裁判、控訴、審査請求のための弁護士費用を含むがこれに限定されない）について、ワコムおよびその関連会社、ならびに各役員、取締役、代理人、従業員を擁護、補償、免責することに同意するものとします。(a) オープンソースソフトウェアライセンスまたはその他のサードパーティソフトウェアライセンスへの違反、(b) 本契約の違反、(c) お客様の事業の遂行、(d) ワコム SDK またはワコムマークの使用、(e) お客様の製品、または(f) お客様による第三者の知的財産権またはその他の所有権の侵害、流用、違反。

11. 地域による差異 本契約には一定の法的権利が記載されています。お客様は、お客様が居住する州、県、国の法律に基づく消費者の権利を有する場合があります。ワコムとの関係とは別に、お客様がワコム SDK を取得した相手（ワコムの再販代理店など、ワコムとは異なる場合が当たるが、これに限定されない）に対しても、お客様は権利を有する場合があります。本契約は、お客様の州、県、国の法律が本契約を許可していない場合、その法律においてお客様が有するその他の権利を奪うものとはみなされません。例えば、お客様が以下のいずれかの地域でワコム SDK を取得した場合や、義務として国の法律が適用される場合には、そのような規定がお客様に適用され、本契約との間に矛盾が生じた場合、その規定が本契約より優先されるものとします。

a. ドイツ

(i) 可用性、サポート、保証（第 4 条 e 項 (ii)、第 6 条および第 8 条）。適切にライセンスされたワコム SDK は、付属するワコムの資料に記載されている通りに実質的に動作するものであり、適用される法定保証権の対象となります。ただし、ワコム

ムは、ワコム SDK に関して契約上の保証を行うものではありません。エラーまたは欠陥をワコムに通知する際、お客様は、当社が欠陥を特定、分析、再現、修正するにあたって有用と思われるすべての情報を提供するものとします。エラーや欠陥の適切な是正は、その欠陥を合理的に回避できる方法（回避措置）を指示する形でも行われます。これは API の利用可能性についても同様です。

- (ii) 責任の制限（第 9 条）。故意の行為、重大な過失、製造物責任法に基づく請求、ならびに死亡、個人的または身体的傷害が発生した場合、ワコムは成文法に従って責任を負うものとします。ワコムが法令上の軽過失により責任を負う場合、その責任は以下のとおり制限されます。ワコムの軽微な過失に関しては、本質的な契約上の義務に違反した場合にのみワコムが責任を負うものとし、この責任は典型的かつ予見可能な損害に限定されます。本質的な契約上の義務とは本契約の目的を達成するために履行されなければならない義務を指し、お客様がその履行に一般的に依存する義務を意味します。その他軽微な過失があった場合、ワコムはその責任を負うものではありません。ドイツ民法第 536a 条（1）に基づく無過失責任は除外されます（すなわち、同条に記載されている場合において、ワコムが過失または故意に行動した場合にのみ責任を負うものとします）。

12. 契約の期間および終了

- a. 本契約は、本契約の条件を承諾する機会が与えられたお客様がクリックして承諾した日に開始し、終了まで有効に存続するものとします。お客様は、ワコム SDK の使用をすべて中止した旨を書面でワコムに通知することで本契約を終了することができます。さらに、お客様による本契約の条件に対する違反があった場合は、ワコムから通知や措置を行うことなく、本契約におけるお客様の権利およびライセンスは自動的に終了し、無効となるものとします。
- b. 本契約の終了に際し、お客様はワコム SDK の一切の使用を停止し、ワコム SDK のすべてのコピーをお客様のコンピュータおよびそれらをインストールした類似のデバイスから恒久的に削除し、回復不能な状態にしていただくものとします。本契約が終了した場合も、第 3 条(所有権および権利の留保)、第 8 条(免責)、第 9 条(責任制限)、第 10 条(補償)、第 11 条(地域的差異)、第 12(b)、第 13 条(準拠法および裁判地、準拠言語)、第 16 条(一般条項)は存続します。

13. 準拠法および裁判地、準拠言語

- a. 準拠法 本契約と本契約から生ずる、あるいは本契約に関連する全ての事項は、日本法によって解釈されるものとします。本契約は、国際物品売買契約に関する国際連合条約（the United Nations Convention on Contracts for the International Sales of Goods）によって解釈されることではなく、その適用は明示的に除外されます。本契約またはワコム SDK に起因または関連して当事者間に議論、申し立てまたは争議が発生した場合は、それらの議論、申し立てまたは争議は、国際商工会議所の仲裁規則に基づいて、最終的に日本にある東京地裁のみに裁かれるものとします。仲裁手続で使用される言語は英語とします。

- b. これらの条件および使用許諾された資料から生じた、またはこれらの条件に関連して生じた訴訟、申し立て、訴訟原因、ワコムSDKのすべては、個別に解決され、いかなる形式の集団訴訟にも属さないものとします。各当事者は、これらの条件またはここに含まれる取引に起因または関連する法的行為に関して、陪審員が裁判にかけるいかなる権利を、撤回不能であり無条件に放棄します。

14.米国政府による権利の制限、輸出制限

- a. 米国政府の制限付き権利 ワコムSDKは48 CFR 2.101で定義される「商用品」であり、48 CFR 12.212の「商用コンピュータソフトウェア」および「商用コンピュータソフトウェア文書」で構成されています。48 CFR 12.212および48 CFR 227.7202-1から227.7202-4に従い、すべての米国政府ユーザーは、本契約に記載されている権利のみでワコムSDKを取得するものとします。
- b. 輸出制限 ワコムSDKを、(i) 米国が商品を禁輸している国へ、またはその国民や居住者、もしくは(ii) 米国財務省の特別指定国民リストまたは米国商務省の拒否命令表に記載されている者に対して、ダウンロード、輸出、もしくは再輸出することはできません。したがって、お客様は、お客様がかかる国に所在しておらず、かかる国の支配下になく、かかる国の国民または居住者でなく、またはかかるリストに記載されていないことを表明し、保証するものとします。お客様は、政府の輸出法およびその他の適用法を遵守することはお客様ご自身の責任であり、ワコムはいかなる責任も負わないことを認識するものとします。

15.サードパーティーソフトウェア。

- a. オープンソースソフトウェア お客様は、ワコムSDKがオープンソースソフトウェアライセンスの条件に基づきライセンスされていること、またはその可能性があることを要求、示唆、暗示するような行為を行うことはできません。お客様は、以下のようなライセンス条件でライセンスされたオープンソースソフトウェアでワコムSDKを使用または統合することはできません。(i) ワコムSDK、またはそれを使用か統合したソフトウェア、もしくはソースコードが次の要件や条件を課す、または課す可能性がある場合。(1) ソースコード形式での開示または配布、(2) 変更または派生物の作成目的でのライセンス提供、(3) 無償で再配布を可能にすること、または(ii) その他の方法でワコムSDKを使用または配布するワコムの権利または能力、またはワコムSDKが使用や統合されたソフトウェアやソースコードに、その他の重要な制限、制約、条件を課すこと、または課す可能性がある場合。お客様は、本条に違反するオープンソースソフトウェアの使用に気が付いた場合、すみやかにワコムに書面で通知するものとします。本条で使用される「オープンソースソフトウェア」とは、「フリーソフトウェア」または「オープンソースソフトウェア」として配布されているソフトウェアコード、またはかかるソフトウェアの修正および再配布を許可する条件の下でソースコードが公に配布されているソフトウェアコードを指します。
- b. サードパーティーソフトウェア ワコムSDKは次に記載されているサードパーティーソフトウェアのコンポーネントを含み、使用します <https://agreements.wacom.com/en-us/terms>。お客様は、かかるサードパーティーソフトウェアとコンポーネントがライセンス条件の対

象かつこれに支配されていることを認識して同意し、さらにかかるライセンス条件を厳守することに同意するものとします。お客様がかかるライセンス条件に違反した場合、本契約に違反したものとみなされます。

16.一般条件

- a. 記録 お客様は、本契約の条件を遵守しているかどうかを判断するのに十分な、お客様のワコムSDKの使用に関する完全かつ正確な記録の保持に同意するものとします。ワコムは、お客様への合理的な事前通知により、かかる記録を監査・検査する権利を有し、お客様は、かかる監査・検査に関連してワコムに合理的に協力することに同意するものとします。
- b. 分離可能性 本契約のいずれかの条項が違法、無効、その他の理由で執行不能と判断された場合、当該条項は、当事者の表明する意図に沿って可能な限り執行されるか、執行が不可能な場合は本契約から分離および削除されたものとみなされ、本契約の残りの部分は完全な効力を持ち続けます。
- c. 譲渡禁止（一回限りの権利移転） お客様は、ワコムの事前の書面による同意を得ることなく、法律の運用またはそのほかのいかなる手段によっても、ワコムSDKまたは本契約における権利または義務のいずれも、移譲、譲渡、委託してはならないものとし、その際、不合理な拒否、保留、条件付け、遅延は行わないものとします。ただし、以下のすべての条件が満たされる場合に限り、ワコムSDKと本規約におけるお客様の権利のすべてを他者に恒久的に移譲することができるものとします。
(i) 移譲内容に、ワコムSDKがダウンロードされた、あるいはプリインストールされたハードウェアデバイス、ワコムSDK、本規約が含まれていること。
(ii) お客様は、ワコムSDKまたはそのいかなる部分のコピーをも、いかなる媒体やコンピューター上にも保持しない。
(iii) ワコムSDKを受け取る者が本規約の諸条件を読み、理解し、それを受け入れることに同意する。本契約におけるお客様の権利または義務の移譲、譲渡、委託は、本条に反する場合、無効であるものとします。
- d. 完全合意および一般 本契約はお客様とワコム間で完全な合意を構成し、本契約の主題に関する書面または口頭によるすべての事前または同時の合意または表明に取って代わるものとします。本契約は、お客様とワコムとの間に提携関係、ジョイントベンチャー、雇用者と従業員、代理店、フランチャイザーとフランチャイジーの関係を構築するものではなく、そのように解釈されるものではありません。本契約に記載されている見出し、キャプション、条項名は便宜上挿入されているものであり、本契約のいかなる部分や条項を定義または説明するものではありません。一方の当事者による本契約の不履行や違反の免責は書面によってのみ可能であり、他の、またはその後の不履行または違反を放棄を構成することにはなりません。
- e. 本契約への変更 ワコムは、本契約の修正、変更または改定(以下「**本改定**」)をお客様に通知する場合があります。改訂が、判例法を含む適用法の変更の実施に必要な場合、または同様のやむを得ない理由による場合で、かつ両当事者の主要な履行義務がお客様の不利益になるよう変更されない場合において、ワコムが文書形式でお客様にかかる変更を通知してから4週間以内にお客様が異議を唱えなかつた場合、改訂は両当事者を拘束するものとします。

とします。 ワコムは改訂の発効日に先立って改訂を文書形式で提供し、お客様に公開します。かかる通知において、ワコムは、4週間の異議申立期間と、お客様が沈黙した場合の結果に関するお知らせを別途行います。その他の場合、改訂はお客様が「同意ボタン」をクリックするなどして同意した時点で有効となります。

- f. 翻訳 本契約は英語で締結され、他の言語での翻訳版は便宜上提供されるものとなります。

17.メール通信 ワコム SDK との通信について、お客様はワコムから次のメール通信を受信することに同意するものとします。

- a. ダウンロードおよびライセンスキーの提供の適合性。
- b. ライセンスキーの有効期限の通知とアップグレードのオファー。
- c. ダウンロードの一部として利用できる開発者リソースおよびサポートに関する通信(ワコム開発者リソース、サポートページ、および法的文書リポジトリへのリンクを含む)。
- d. 製品のアップデートとバグ修正の通知。
- e. ライセンスの有効期限およびアップグレードまたは更新プロセスの通知。
- f. 同意された方向けのワコムおよびその子会社から送信されるマーケティングおよびプロモーションメール。

本契約の条件に同意するためのクリックをすることにより、お客様は、(1)本契約の全体および該当する第三者のソフトウェアコンポーネントのライセンスを読み、確認していること、(2)クリックする個人が本契約を締結する権限、権威、法的権利を有していること(お客様が企業を代表して本契約を締結する場合、お客様はかかる企業を拘束し、当該企業を代表して本契約を締結する権限、権威、法的権利を有していること)、(3)本契約の条項に従い、お客様に対して強制力を持つ拘束力のある法的契約を構成することを認識するものとします。